

人厚第534号
20. 1. 18

防衛大学校長
防衛医科大学校長
陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長
情報本部長
技術研究本部長

人事教育局長

防衛省における福利厚生施設に係る国有財産の取扱いの実施に係る細部事項について（通知）

標記について、防人厚第533号（20. 1. 18）記の第5項に基づき下記のとおり定めたので、通知する。

記

1 公募のスケジュール

国による公募（以下「公募」という。）の実施については、次のスケジュールによることとし、これにより難い事情が生じた場合は、各機関の厚生担当課は人事教育局厚生課と協議することとする。

(1) 自動販売機

ア 市ヶ谷地区

平成19年度に公募を実施し、平成20年4月1日から有償で使用するものとする。

イ その他の地区

平成20年度に公募を実施し、平成21年4月1日から有償で使用するものとする。ただし、採算性の低い店舗と一括して公募を実施するものについては、平成21年度に公募を実施し、平成22年4月

1日から有償で使用させることとする。

(2) 売店、食堂等

ア 市ヶ谷地区

平成20年度に公募を実施し、平成21年4月1日から有償で使用させることとする。

イ その他の地区

平成21年度に公募を実施し、平成22年4月1日から有償で使用させることとする。

2 その他

本件に係る国有財産の使用許可手続については、各部隊等の厚生担当課は国有財産担当部署（供用事務担当官）と綿密に調整することとする。